

平成27年度

# 行政監査結果報告書

監査テーマ

「補助や無償等により事務所等を使用している財政的  
援助団体等に対する道の事務の執行について」

平成28年9月

北海道監査委員

## 目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の対象	1
5	監査の方法	2
6	監査の実施期間	2
第2	対象団体の選定	3
1	事前調査の概要	3
	(1) 事務所等借上げ経費を補助金の対象としている団体	3
	(2) 道有建物の一部又は全部を無償又は減額で使用させている団体	4
	(3) 公の施設の管理を行わせている団体	5
2	団体の選定	6
	(1) 選定の方法	6
	(2) 選定団体	7
3	監査等実施年月日	7
第3	監査結果の概要	8
第4	監査結果及び改善意見	9
1	事務所等借上げ経費を補助金の対象としている団体に対する道の事務	9
	(1) 総務部（北方領土対策本部）	9
	ア 対象団体の概要	9
	イ 監査結果	9
	(2) 総合政策部（航空局 航空課）	10
	ア 対象団体の概要	10
	イ 監査結果	10
	(3) 環境生活部（アイヌ政策推進室）	11
	ア 対象団体の概要	11
	イ 監査結果	11
	(4) 農政部（農業経営局 農業経営課）	12
	ア 対象団体の概要	12
	イ 監査結果	13
	(5) 水産林務部（林務局 林業木材課）	14
	ア 対象団体の概要	14
	イ 監査結果	15

2	道有建物の一部又は全部を無償又は減額で使用させている団体に対する道の事務	16
	(1) 保健福祉部（健康安全局 地域保健課）	16
	ア 対象団体の概要	16
	イ 監査結果	17
	(2) 経済部（地域経済局 中小企業課）	19
	ア 対象団体の概要	19
	イ 監査結果	20
	(3) 警察本部（総務部 施設課）	21
	ア 対象団体の概要	21
	イ 監査結果	21
3	公の施設の管理を行わせている団体に対する道の事務	22
	(1) 環境生活部（くらし安全局 消費者安全課）	22
	ア 対象団体の概要	22
	イ 監査結果	23
	(2) 空知総合振興局（札幌建設管理部 用地管理室 維持管理課）	24
	ア 対象団体の概要	24
	イ 監査結果	25
	(3) 教育庁（生涯学習推進局 文化財・博物館課）	26
	ア 対象団体の概要	26
	イ 監査結果	27
第5	所見	28

# 監 査 報 告

## 第 1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

補助や無償等により事務所等を使用している財政的援助団体等<sup>※1</sup>に対する道の事務の執行について

### 2 監査の目的

道が行っている事業の中には、道の事務又は事業の遂行のため、当該事業を実施する団体の事務所等の借上げ経費を補助しているものや、その設立等について主体的に関与し、道有建物を無償又は減額により使用させているものがあり、こうした事業については、補助金等の交付理由が明確であることや、交付金額が適切であることなどが求められるほか、道有建物の適切な管理や合目的な利用、さらには有効活用されることが望まれている。

しかしながら、過去の定期監査や行政監査などにおいて、事務所借上げ経費を補助している団体が、転貸賃料を過少に計上し補助金を過大受領していたもの、道有建物を無償により使用している団体が、建物の一部を無断で転貸し収益を得ているもの、公の施設<sup>※2</sup>の管理を行っている団体が、協定書の規定を遵守せず、事業報告書<sup>※3</sup>等の提出を遅延しているものなどがあった。

このようなことから、財政的援助団体等に対して、道が事務所等の賃料に補助していることや無償等で使用させていることの妥当性のほか、合目的な利用や有効活用が行われているか、管理の状況は適切かなどについて検証することは、今後の道の行財政改革の取組に資するものであることから、次の着眼点に基づき監査を実施した。

### 3 監査の着眼点

- (1) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか。
- (2) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか。
- (3) 事務所等の管理は適切に行われているか。

### 4 監査の対象

#### (1) 対象部局

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部（各部の出先機関を含む。）、出納局、各（総合）振興局（出先機関を含む。）、企業局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁（各教育局（各学校）、所管機関を含む。）、警察本部（各方面本部（各警察署）、出先機関を含む。）

---

※1 財政的援助団体等とは、道が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体や資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、公の施設の管理を行わせている団体（地方公共団体を除く）をいう。

※2 地方自治法第244条第1項において、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとされており、この施設を公の施設という。

※3 協定書とは、北海道公の施設に関する指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条において、公の施設の管理に関する協定を締結したものをいう。

## (2) 対象とした事務

平成26年度における次の財政的援助団体等に対する道の事務を対象とした。

- ア 事務所等借上げ経費を補助金の対象としている団体
- イ 道有建物の一部又は全部を無償又は減額<sup>※4</sup>で使用させている団体
- ウ 公の施設の管理を行わせている団体

## 5 監査の方法

監査対象とした道の事務の全容を把握するため、事前調査として監査対象部局に調査表の提出を求め、これにより得られた回答を元に、具体の監査対象とする道の事務を選定することとした。

また、これら監査対象としようとする道の事務については、一の財政的援助団体等に対する特有の事務がほとんどであることから、あらかじめ、道の事務の対象となっている団体の状況を把握する必要があると考え、先に団体を選定した後、当該団体を所管する道の事務について監査を実施することとした。

この選定に当たっては、道が団体に与えている支援の規模が、より大きなものを対象とし、事前調査において対象事務があると回答した部局が所管する団体から、原則として、1団体を選定した。

さらに、団体の状況の把握については、団体が使用している事務所等に対する現地調査や団体職員等からの事情聴取などの関係人調査（地方自治法第199条第8項）を実施することにより行った。

行政監査については、選定した団体を所管する部局に対する追加調査及び団体に対する関係人調査の後、これらの内容を踏まえ、定期監査と同時期に実地監査を行った。<sup>※5</sup>

## 6 監査の実施期間

平成27年11月から平成28年7月まで

---

※4 行政財産使用料条例第7条において、行政財産は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる規定されている。

また、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第5条において、普通財産は、他の地方公共団体その他公共団体又は公益法人において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、これらの者に対し、無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができると規定されている。

これらの規定に基づき道は、使用させている道有建物の一部又は全部を無償又は減額としている。

公有財産は、行政財産と普通財産に分類され、庁舎、学校など公用又は公共用に供し、又は供することと決定したものを行政財産、公宅など行政財産以外のものを普通財産という。

※5 追加調査は、事前調査の結果を踏まえ、対象部局に対し、ヒアリングを実施するとともに、関係資料の提出を求めたもの。

## 第2 対象団体の選定

### 1 事前調査の概要

各部局に対する事前調査の結果、平成27年3月31日現在で道が「事務所等借上げ経費を補助金の対象としている団体」は21団体、「道有建物の一部又は全部を無償又は減額で使用させている団体」は42団体、「公の施設の管理を行わせている団体」は30団体となっている。

これらの団体を所管する部局については、表1のとおりとなっている。

[表1] 所管部局別団体数

所管部局	(1)事務所等借上げ経費を補助金の対象としている団体	(2)道有建物の一部又は全部を無償又は減額で使用させている団体	(3)公の施設の管理を行わせている団体	所管部局	(1)事務所等借上げ経費を補助金の対象としている団体	(2)道有建物の一部又は全部を無償又は減額で使用させている団体	(3)公の施設の管理を行わせている団体
総務部	3		1	渡島総合振興局		9	1
総合政策部	2	2		檜山振興局		3	
環境生活部	5	3	8	上川総合振興局		7	1
保健福祉部	3	16		留萌振興局		4	
経済部	4	6	4	宗谷総合振興局		5	1
農政部	1		1	オホーツカ総合振興局		9	2
水産林務部	2	3	1	十勝総合振興局		9	1
建設部	1			釧路総合振興局		6	1
空知総合振興局		6	3	根室振興局		5	
石狩振興局		5		教育庁		4	10
後志総合振興局		6		警察本部		13	
胆振総合振興局		5		合計	21	130	35
日高振興局		4		実団体数	21	42	30

注：表中(2)には1団体で複数の道有建物を使用しているものがあり、(3)には1団体で複数の公の施設の管理をしているものがあるため、合計の団体数と実団体数とは一致しない。

#### (1) 事務所等借上げ経費を補助金の対象としている団体

21団体のうち、平成26年度において補助金額が300万円を超えている団体は、12団体であり、補助金額が一番大きい団体は、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の2,152万3千円、次いで札幌商工会議所が658万2千円、公益財団法人北海道環境財団が627万3千円の順となっており、その内容は表2のとおりである。

[表2] 事務所等借上げ経費に対する補助金額が300万円を超えている団体

番号	所管部局	団体名	補助事業名(補助金名)	平成26年度補助金額(千円)(借上げ経費相当分)	平成26年度補助対象経費(千円)(借上げ経費)	左の面積(m <sup>2</sup> )
1	環境生活部	(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構	アイヌ文化振興・研究推進機構事業費補助金	21,523	43,045	613.92
2	経済部	札幌商工会議所	小規模事業指導推進費補助金	6,582	13,821	396.34
3	環境生活部	(公財)北海道環境財団	北海道環境財団補助事業	6,273	6,396	213.00
4	経済部	北海道中小企業団体中央会	北海道中小企業団体中央会指導事業費補助金	5,678	5,678	240.28
5	農政部	(公財)北海道農業公社	北海道農地中間管理機構事業補助金	5,645	5,645	1,719.61
6	総務部	(公社)北方領土復帰期成同盟	北方領土復帰期成同盟事業	5,443	5,611	196.30
7	環境生活部	(公財)北海道文化財団	北海道文化財団補助事業	5,072	7,550	277.20
8	総合政策部	(公財)新千歳空港周辺環境整備財団	(公財)新千歳空港周辺環境整備財団運営事業費補助金	4,958	5,509	136.44
9	水産林務部	(一社)北海道造林協会	森林整備担い手対策推進事業、北海道森林整備加速化・林業再生事業	4,539	4,539	123.96
10	総務部	(公社)千島歯舞諸島居住者連盟	千島歯舞諸島居住者連盟事業	4,118	4,118	132.08
11	総務部	(公財)北海道高等学校奨学会	私立高等学校等生徒奨学事業	3,862	3,862	113.07
12	環境生活部	(公社)北海道交通安全推進委員会	北海道交通安全推進委員会運営事業	3,378	3,477	143.80

注1：表中、(公財)は公益財団法人を、(公社)は公益社団法人を、(一社)は一般社団法人をいう。

2：本報告書における表の金額は、千円未満を四捨五入している。

(2) 道有建物の一部又は全部を無償又は減額で使用させている団体

42団体のうち、道有建物の使用面積が100㎡を超える団体は、16団体であり、いずれも建物使用料は、普通財産にあっては無償、行政財産にあっては全額減免となっている。

道有建物の使用面積が大きい団体は、公益社団法人北海道栽培漁業振興公社の5地区（財産名称：栽培漁業センターほか）、合計23,362.72㎡、公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会の8地区（財産名称：さけ・ます増殖施設ほか）、合計13,929.31㎡となっており、使用面積が大きい理由は、事務室以外の飼育施設、養魚池施設等の施設、設備に使用しているためである。

この2団体を除くと、一般財団法人北海道難病連（財産名称：北海道難病センター）の使用面積が1,499.14㎡と最も大きく、次いで社会福祉法人北海道社会福祉協議会（財産名称：道民活動センタービル）が987.95㎡、公益財団法人才ホーク地域振興機構（財産名称：北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター）が520.00㎡の順となっており、その内容は表3のとおりである。

〔表3〕 道有建物の一部又は全部を無償で使用させている団体（道有建物の使用面積が100㎡を超える団体）

番号	所管部局	団体名	財産名称	財産面積 (㎡)	使用目的	室等の数	使用面積 (㎡)	財産区分
1	水産林務部	(公社)北海道栽培漁業振興公社	北海道栽培漁業羽幌センター	7,199.24	親魚棟、管理棟 ほか	10	7,063.24	普通
			北海道栽培漁業伊達センター	7,055.24	栽培漁業育成施設 ほか	7	6,969.32	普通
			北海道栽培漁業瀬棚センター	6,839.00	親魚棟、管理棟 ほか	10	6,710.30	普通
			北海道栽培漁業えりもセンター	1,691.67	栽培漁業育成施設 ほか	3	1,655.39	普通
			北海道水産種苗熊石センター	964.47	種苗生産棟 ほか	2	964.47	普通
小計				23,749.62		32	23,362.72	
2	水産林務部	(公社)北海道さけ・ます増殖事業協会	北海道水産林務部計根別さけ・ます増殖施設	83,973.21	管理室、ふ化室 ほか	9	2,559.69	普通
			北海道水産林務部敷生さけ・ます増殖施設	12,738.50	管理室、ふ化室 ほか	18	2,259.53	普通
			北海道水産林務部渚滑さけ・ます増殖施設	9,323.94	管理室、作業員室 ほか	11	1,996.54	普通
			北海道水産林務部知内さけ・ます増殖施設	13,381.93	ふ化室兼養魚池上屋 ほか	19	1,985.42	普通
			北海道水産林務部芦別さけ・ます増殖施設	25,908.30	倉庫、養魚飼育施設	6	1,982.97	普通
			北海道水産林務部中川さけ・ます増殖施設	28,057.36	管理室、ふ化室 ほか	14	1,351.35	普通
			北海道水産林務部頓別さけ・ます増殖施設	4,998.17	管理室、器材庫 ほか	12	1,149.93	普通
			水産孵化場森支場	34,462.16	庁舎、ふ化室 ほか	16	643.88	普通
小計				212,843.57		105	13,929.31	
3	保健福祉部	(一財)北海道難病連	北海道難病センター	1,499.14	事務室、和室、洋室等	16	1,499.14	普通
4	保健福祉部	(社福)北海道社会福祉協議会	道民活動センタービル	21,138.37	事務室、書庫	17	987.95	行政
5	経済部	(公財)オホーツク地域振興機構	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター	1,010.13	事務室等	17	520.00	行政
6	経済部	(公財)北海道中小企業総合支援センター	北海道商工センター	683.83	事務室	1	510.85	普通
7	経済部	(公財)とから財団	北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	1,009.81	事務室等	17	490.77	行政
8	総合政策部	(公社)北海道国際交流・協力総合センター	北海道庁別館	24,677.54	事務室、会議室等	6	440.62	行政
9	経済部	北海道職業能力開発協会	北海道立職業能力開発支援センター	1,479.24	事務室及び資材庫	2	318.25	行政
10	保健福祉部	日本赤十字社北海道支部	道民活動センタービル	21,138.37	事務室	1	234.60	行政
11	水産林務部	北海道山林種苗協同組合	林業用種子貯蔵庫	528.00	林業用種子の貯蔵庫	4	208.05	行政
12	警察本部	自動車安全運転センター北海道事務所	北海道警察本部庁舎	49,749.79	事務室、更衣室	2	154.39	行政
13	環境生活部	(公社)北海道アイヌ協会	道民活動センタービル	21,138.37	事務室	4	147.08	行政
14	保健福祉部	(公財)北海道民生委員児童委員連盟	道民活動センタービル	21,138.37	事務室、書庫	2	113.89	行政
15	総合政策部	道南いさりび鉄道株式会社	北海道庁	57,792.87	事務室	1	105.76	行政
16	環境生活部	(公財)北海道地域活動振興協会	道民活動センタービル	21,138.37	事務室	2	105.47	行政

注1： 表中、財産区分欄の「普通」とは普通財産をいい、「行政」とは行政財産をいう。

2： 表中、(公社)は公益社団法人を、(一財)は一般財団法人を、(社福)は社会福祉法人を、(公財)は公益財団法人をいう。

3： 表中、財産名称欄には、原則として公有財産台帳上の財産名称を使用しているが、財産の内容がより明確となるよう、表記の変更を行っている場合がある。したがって、公有財産台帳の財産名称と一致しない場合がある。

(3) 公の施設の管理を行わせている団体

30団体のうち、平成26年度において道の負担金等<sup>※6</sup>の支払額が1億円を超えている団体は、11団体であり、負担金等の支払額が一番大きい団体は、一般財団法人北海道開拓の村の3億3,702万円、次いで公益財団法人北海道体育協会が3億1,445万9千円、道民活動振興センター・東洋実業・キタデン、コンソーシアムが2億3,343万4千円の順となっており、その内容は表4のとおりである。

[表4] 公の施設の管理を行わせている団体で道の負担金等の支払額が1億円を超えている団体

番号	所管部局	団体名	公の施設の名称	施設面積(m <sup>2</sup> )	負担金等支払額 (平成26年度分)(千円)
1	環境生活部	(一財)北海道開拓の村	北海道立開拓記念館	17,450.15	337,020
2	環境生活部	(公財)北海道体育協会	北海道立総合体育センター(北海きたえーる)	31,600.00	314,459
3	総務部	道民活動振興センター・東洋実業・キタデン、コンソーシアム	北海道立道民活動センター	21,138.37	233,434
4	空知総合振興局	(一財)北海道体育文化協会	北海道立真駒内公園	769,056.85	92,631
			北海道立野幌総合運動公園	641,426.91	82,190
			小計		174,821
5	水産林務部	(一財)北海道森林整備公社	北海道立道民の森(神居尻地区)	5,641.00	168,649
			北海道立道民の森(青山ダム地区)	71.00	
			北海道立道民の森(牧場南地区)	247.00	
			北海道立道民の森(一番川地区)	468.00	
			北海道立道民の森(青山中央地区)	196.00	
			北海道立道民の森(月形地区)	1,237.00	
6	教育庁 オホーツク総合振興局	(一財)北方文化振興協会	北海道立北方民族博物館	3,292.06	103,130
			北海道立オホーツク公園	903.73	42,691
			小計		145,821
7	教育庁	(公財)北海道文学館	北海道立文学館	3,501.61	139,059
8	環境生活部	(一社)北海道消費者協会	北海道立消費生活センター	1,104.03	130,389
9	教育庁	NTT北海道グループ(NTT-F・テルウェル)共同事業体	北海道立釧路芸術館	3,429.92	120,000
10	教育庁	(公財)北海道埋蔵文化財センター	北海道立埋蔵文化財センター	7,144.82	110,019
11	教育庁	根釧NET・クロエ_コンソーシアム	北海道立青少年教育施設ネイバル北見	31,320.00	45,256
			北海道立青少年教育施設ネイバル厚岸	3,897.00	57,506
			小計		102,762

注：表中、(一財)は一般財団法人を、(公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人をいう。

※6 道は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等に公の施設の管理を行わせており、これを指定管理者制度という。この場合の民間事業者等を指定管理者といい、指定管理業務等の内容については、協定書により定めている。ここにいう負担金等とは、道が指定管理業務の遂行のために指定管理者に支払う管理費用をいう。

## 2 団体の選定

### (1) 選定の方法

監査対象部局に調査表（事前調査）の提出を求め、これにより得られた回答を元に、道の支援規模が大きい財政的援助団体等を選定した。

団体の具体の選定方法等については、本庁各部、（総合）振興局、教育庁及び警察本部が所管する団体から、表5のア～エの条件をひとつ以上満たす団体のうち、原則として、支援規模の一番大きい団体（道民活動センタービルに事務所を置く<sup>※7</sup>団体を除く。）を選定した。

[表5] 支援規模の一番大きい団体（所管部局別）

区 分	ア 事務所等借上げ経費に対する平成26年度の補助金額が300万円を超えている団体	イ 平成26年度において普通財産を無償で貸し付けている団体、又は貸付権使用許可面積の大きい団体	ウ 平成26年度負担金等支払額が1億円を超えている団体	エ 公の施設の管理を行わせている団体のうち管理施設1㎡当たりの平成26年度負担金等支払額が10万円を超えている団体
総 務 部	(公社)北方領土復興期成同盟 (5,443千円)		道民活動振興センター・東洋実業・キデン、エノケム(北海道道民活動センター) (233,434千円) (11.0千円/㎡)	
総合政策部	(公財)新千歳空港周辺環境整備財団 (4,958千円)	(公社)北海道国際交流・協力総合センター (北海道庁館440.62㎡)		
環境生活部	(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構 (21,523千円)	(公社)北海道アイヌ協会(道民活動センタービル 147.08㎡)	(一財)北海道群石の村(北海道立群石記念館) (337,020千円) (19.3千円/㎡)	(一社)北海道消費者協会(北海道立消費生活センター) (130,389千円) (118.1千円/㎡)
保健福祉部		(一財)北海道難病連(北海道難病センター 積算賃料 70,352千円)		
経 済 部	札幌商工会議所(3支所分) (6,582千円)	(公財)北海道中小企業総合支援センター(北海道商工センター 積算賃料 4,190千円)		
農 政 部	(公財)北海道農業公社(7支所分) (5,645千円)			
水産林務部	(一社)北海道造林協会 (4,539千円)	(公社)北海道養魚業振興公社(北海道養魚業振興センター 1,504施設計 23,362.72㎡)	(一財)北海道森林整備公社(北海道道民の森(申居尻地区)5箇所) (168,649千円) (22.9千円/㎡)	
建設部 空知総合振興局			(一財)北海道体育文化協会(真駒内公園及び神楽総合運動公園) (174,821千円) (0.1千円/㎡)	
教 育 庁			(公財)北海道文学館(北海道立文学館) (139,059千円) (39.7千円/㎡)	
警 察 本 部		自動車安全運転センター北海道事務所(北海道警察本部庁舎154.39㎡)		

注1： この表は、表2、表3、表4に記載している団体のうち、各部局が所管する団体の中で支援規模の一番大きい団体を記載している。

2： 表中、(公社)は公益社団法人を、(公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人を、(一財)は一般財団法人をいう。

※7 平成26年度包括外部監査「道の複合施設に係る道及び財政的援助団体等の事務の執行等について」の対象となった道民活動センタービルに事務所を置く団体は、今回の対象から除外した。

## (2) 選定団体

上記により、関係人調査の対象とした団体は11団体であり、その内訳は表6のとおりである。

[表6] 選定団体

区 分	番号	所管部局	団 体 名
事務所等借上げ経費を補助金の対象としている団体	1	総 務 部	公益社団法人 北方領土復帰期成同盟
	2	総 合 政 策 部	公益財団法人 新千歳空港周辺環境整備財団
	3	環 境 生 活 部	公益財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構
	4	農 政 部	公益財団法人 北海道農業公社
	5	水 産 林 務 部	一般社団法人 北海道造林協会
道有建物の一部又は全部を無償又は減額で使用させている団体	6	保 健 福 祉 部	一般財団法人 北海道難病連
	7	経 済 部	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター
	8	警 察 本 部	自動車安全運転センター 北海道事務所
公の施設の管理を行わせている団体	9	環 境 生 活 部	一般社団法人 北海道消費者協会
	10	空知総合振興局	一般財団法人 北海道体育文化協会
	11	教 育 庁	公益財団法人 北海道文学館

## 3 監査等実施年月日

対象部局に対する監査等及び上記2(2)の団体に対する関係人調査の実施年月日は、表7のとおりである。

[表7] 監査等実施年月日

番号	行 政 監 査		事前調査実施年月日		関 係 人 調 査	
	対象部局	実施年月日	追加調査実施年月日	対 象 団 体	実施年月日	
1	総 務 部	平成28年7月 5日	平成27年11月2日 平成28年3月18日	公益社団法人 北方領土復帰期成同盟	平成28年4月 5日	
2	総合政策部	平成28年6月21日	平成27年11月2日 平成28年2月26日	公益財団法人 新千歳空港周辺環境整備財団	平成28年3月24日	
3	環境生活部	平成28年6月16日	平成27年11月2日 平成28年2月25日	公益財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	平成28年3月24日	
4	農 政 部	平成28年6月21日	平成27年11月2日 平成28年2月25日	公益財団法人 北海道農業公社	平成28年3月14日	
5	水産林務部	平成28年7月12日	平成27年11月2日 平成28年3月 7日	一般社団法人 北海道造林協会	平成28年4月18日	
6	保健福祉部	平成28年6月13日	平成27年11月2日 平成28年2月25日	一般財団法人 北海道難病連	平成28年3月29日	
7	経 済 部	平成28年6月22日	平成27年11月2日 平成28年3月 7日	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	平成28年4月11日	
8	警 察 本 部	平成28年6月14日	平成27年11月2日 平成28年3月 8日	自動車安全運転センター 北海道事務所	平成28年5月17日	
9	環境生活部	平成28年6月15日	平成27年11月2日 平成28年2月25日	一般社団法人 北海道消費者協会	平成28年3月29日	
10	空知総合振興局	平成28年6月10日	平成27年11月2日 平成28年2月22日	一般財団法人 北海道体育文化協会	平成28年3月24日	
11	教 育 庁	平成28年7月 6日	平成27年11月2日 平成28年3月 7日	公益財団法人 北海道文学館	平成28年4月13日	

### 第3 監査結果の概要

今回の監査においては、10部局が所管する11団体に対する道の事務を選定し、3つの着眼点により監査を行った。

監査を行った事務のうち、4部局が所管する4団体に対する道の事務について、是正又は改善を要する事項があり、その内容は表8のとおりである。

[表8] 監査結果の概要

監査結果の着眼点区分	対象部局名等	対象団体	内容	掲載ページ
事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか	10部局	11団体	是正又は改善を要する事項はなかった。	
事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか	保健福祉部	一般財団法人 北海道難病連	貸借契約更新に当たり建物の用途等の確認を行っていないものなど	P17
			貸借契約書の内容が現状と異なっているもの	P17
			団体と転貸先との協議の状況を確認していないもの	P18
	9部局	10団体	是正又は改善を要する事項はなかった。	
事務所等の管理は適切に行われているか  〔「事務所等借上げ経費を補助金の対象としている団体」にあっては、道有建物の管理が適切かといった視点は該当とならないため、この着眼点での監査は実施していない。 したがって、監査対象部局及び団体の数は、合計6部局、6団体である。〕	保健福祉部	一般財団法人 北海道難病連	利用規程の改正を行っていないもの	P18
			利用台帳に使用区分の記載を行っていないもの	P18
	環境生活部	一般社団法人 北海道消費者協会	施設を道に無断で貸し付けているもの	P23
			施設の貸付規定等を定めていないもの	P23
	空知総合振興局	一般財団法人 北海道体育文化協会	利用者満足度調査の結果を公表していないもの	P25
	教育庁	公益財団法人 北海道文学館	審査等の結果通知が遅延しているもの	P27
			室の使用に係る決定等を行っていないもの	P27
2部局	2団体	是正又は改善を要する事項はなかった。		

個別の監査結果等については、「第4 監査結果及び改善意見」のとおりである。

## 第4 監査結果及び改善意見

### 1 事務所等借上げ経費を補助金の対象としている団体に対する道の事務

#### (1) 総務部（北方領土対策本部）

##### ア 対象団体の概要

団体の名称	公益社団法人 北方領土復帰期成同盟																				
法人の所在地	札幌市中央区北1条西3丁目札幌プラザビル																				
設立年月日	昭和40年4月28日																				
設立の目的	北方領土の返還に関する国民世論の啓発と結集を図るとともにわが国の正しい主張を広く国際世論に訴え、平和的に北方領土の返還を促進することを目的とする。																				
団体の主な事業	1 北方領土啓発活動の推進 2 返還要求運動推進活動 3 後継者育成活動 4 北方四島交流事業																				
受託事業	-																				
補助金名称	北方領土復帰期成同盟事業																				
補助金額 (平成26年度)	64,607,084円	左記の 財源 内訳	国費 道費 その他	64,607,084円																	
補助対象経費	事務所等借上げ経費、人件費、事業費、光熱水費																				
補助の根拠法令・ 要綱等	1 北海道告示第10297-17号（平成26年4月1日）																				
補助の目的	北方領土返還要求運動を強力に推進する公益社団法人北方領土復帰期成同盟の実施する事業に対し補助する。																				
補助開始年度	昭和38年度																				
補助金の履行 の確認方法	書類審査実施年月日 平成27年4月28日 現地調査実施年月日 平成27年4月28日																				
補助対象事務所の 概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>使用目的</th> <th>面積(㎡)</th> <th>職員数(人)</th> <th>補助金額(千円)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌市中央区北1条東1丁目 カレスサッポロビル</td> <td rowspan="2">事務所</td> <td>180.60</td> <td rowspan="2">16 (うち役員数1)</td> <td rowspan="2">5,443 (借上げ経費相当)</td> <td rowspan="2">97%</td> </tr> <tr> <td>札幌市中央区北1条西3丁目 札幌プラザビル(H27.3~)</td> <td>196.30</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>事務所借上料</td> <td>5,611千円</td> </tr> </table> <p>注： 当団体の事務室は、カレスサッポロビルの賃貸人から事務所借上げ料値上げの要求があったことから、事務所の移転を決定し、平成27年3月に札幌プラザビルに移転したものであり、事務所借上げ料変更分について、平成26年度補助金の変更交付決定をしている。</p>					所在地	使用目的	面積(㎡)	職員数(人)	補助金額(千円)	補助率	札幌市中央区北1条東1丁目 カレスサッポロビル	事務所	180.60	16 (うち役員数1)	5,443 (借上げ経費相当)	97%	札幌市中央区北1条西3丁目 札幌プラザビル(H27.3~)	196.30	事務所借上料	5,611千円
所在地	使用目的	面積(㎡)	職員数(人)	補助金額(千円)	補助率																
札幌市中央区北1条東1丁目 カレスサッポロビル	事務所	180.60	16 (うち役員数1)	5,443 (借上げ経費相当)	97%																
札幌市中央区北1条西3丁目 札幌プラザビル(H27.3~)		196.30																			
事務所借上料	5,611千円																				

#### イ 監査結果

##### (ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

##### (イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

(2) 総合政策部（航空局 航空課）

ア 対象団体の概要

団体の名称	公益財団法人 新千歳空港周辺環境整備財団																
法人の所在地	千歳市柏台南1丁目3番地の1千歳アルカディア・プラザ																
設立年月日	平成6年6月1日																
設立の目的	新千歳空港の周辺地域における地域振興及び生活環境の保全に必要な事業を実施することにより、新千歳空港の24時間運用による国際拠点空港化及び国際エアカーゴ基地の形成を支援し、もって、本道の国際化や経済の活性化に資することを目的とする。																
団体の主な事業	1 空港周辺地域における住宅防音対策など生活環境の保全に資する事業 2 空港周辺地域における地域振興に資する事業 3 空港周辺地域における地域振興及び生活環境の保全に係る調査研究 4 空港周辺地域における地域振興及び生活環境の保全に係る情報収集及び提供、並びに相談に関する事業 5 その他目的を達するために必要な事業																
受託事業	-																
補助金名称	(公財)新千歳空港周辺環境整備財団運営事業費補助金																
補助金額 (平成26年度)	11,745,753円	左記の 財源 内訳	国費 道費 11,745,753円 その他														
補助対象経費	事務所等借上げ経費、人件費、事業費、光熱水費																
補助の根拠法令・ 要綱等	1 北海道告示第10297-4号（平成26年4月1日）																
補助の目的	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団の健全な運営を図り、事業を円滑に推進するため、北海道補助金等交付規則の定めるところにより、予算の範囲内で補助する。																
補助開始年度	平成6年度																
補助金の履行 の確認方法	書類審査実施年月日 平成27年4月14日 現地調査実施年月日 平成27年4月14日																
補助対象事務所の 概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>使用目的</th> <th>面積(㎡)</th> <th>職員数(人)</th> <th>補助金額(千円)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千歳市柏台南1丁目3番地の1千歳アルカディア・プラザ2階</td> <td>事務室</td> <td>136.44</td> <td>5 (うち役員数)</td> <td>4,958 (借上げ経費相当分)</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>事務所借上料</td> <td>5,509千円</td> </tr> </table>			所在地	使用目的	面積(㎡)	職員数(人)	補助金額(千円)	補助率	千歳市柏台南1丁目3番地の1千歳アルカディア・プラザ2階	事務室	136.44	5 (うち役員数)	4,958 (借上げ経費相当分)	90%	事務所借上料	5,509千円
所在地	使用目的	面積(㎡)	職員数(人)	補助金額(千円)	補助率												
千歳市柏台南1丁目3番地の1千歳アルカディア・プラザ2階	事務室	136.44	5 (うち役員数)	4,958 (借上げ経費相当分)	90%												
事務所借上料	5,509千円																

イ 監査結果

(ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか

関係人調査において、確認を要すべき道の事務はなかった。

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

(3) 環境生活部 (アイヌ政策推進室)

ア 対象団体の概要

団体の名称	公益財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構																																	
法人の所在地	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7																																	
設立年月日	平成9年6月27日																																	
設立の目的	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進し、もって、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の一層の発展に寄与することを目的とする。																																	
団体の主な事業	1 アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進 2 アイヌ語の振興 3 アイヌ文化の振興 4 アイヌの伝統等に関する普及啓発 5 アイヌの伝統的生活空間の再生																																	
受託事業	-																																	
補助金名称	アイヌ文化振興・研究推進機構事業費補助金																																	
補助金額 (平成26年度)	310,416,000円	左記の 財源 内訳	国費																															
			道費	310,416,000円																														
			その他																															
補助対象経費	事務所等借上げ経費、人件費、事業費、光熱水費																																	
補助の根拠法令・ 要綱等	1 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 2 アイヌ文化振興・研究推進機構事業費補助金交付要綱																																	
補助の目的	アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等の普及啓発等の事業を行う公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構にその経費の一部を補助することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。																																	
補助開始年度	平成9年度																																	
補助金の履行 の確認方法	書類審査実施年月日 平成27年4月28日 現地調査実施年月日 平成27年4月28日																																	
補助対象事務所の 概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>使用目的</th> <th>面積(㎡)</th> <th>職員数(人)</th> <th>補助金額(千円)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7</td> <td>事務室</td> <td>294.70</td> <td>14</td> <td rowspan="2">21,523 (借上げ経費相当)</td> <td rowspan="2">50%</td> </tr> <tr> <td>保管庫</td> <td>74.00</td> <td>(うち役員数1)</td> </tr> <tr> <td>東京都中央区八重洲二丁目4 番13号アパンスクエア八重洲</td> <td>事務室</td> <td>245.22</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>613.92</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>事務所借上料</td> <td>43,045千円</td> </tr> </table>					所在地	使用目的	面積(㎡)	職員数(人)	補助金額(千円)	補助率	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7	事務室	294.70	14	21,523 (借上げ経費相当)	50%	保管庫	74.00	(うち役員数1)	東京都中央区八重洲二丁目4 番13号アパンスクエア八重洲	事務室	245.22	1			合計		613.92	15			事務所借上料	43,045千円
所在地	使用目的	面積(㎡)	職員数(人)	補助金額(千円)	補助率																													
札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7	事務室	294.70	14	21,523 (借上げ経費相当)	50%																													
	保管庫	74.00	(うち役員数1)																															
東京都中央区八重洲二丁目4 番13号アパンスクエア八重洲	事務室	245.22	1																															
合計		613.92	15																															
事務所借上料	43,045千円																																	

イ 監査結果

(ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

(4) 農政部 (農業経営局 農業経営課)

ア 対象団体の概要

団体の名称	公益財団法人 北海道農業公社																																																																				
法人の所在地	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23																																																																				
設立年月日	昭和45年6月1日																																																																				
設立の目的	農業の担い手の育成・確保、農用地の利用の効率化及び高度化、農地保有の合理化、農業生産基盤の整備、優良牛の導入等に係る諸事業を総合的に実施することにより、農畜産物の安定生産及び農業の多面的機能の発揮等を促進し、北海道農業の振興と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。																																																																				
団体の主な事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新規就農者等の農業の担い手の育成・確保に関する事業</li> <li>2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する事業</li> <li>3 農地保有の合理化の促進に関する事業</li> <li>4 農業生産基盤の整備・改良及び貸付・譲渡等に関する事業</li> <li>5 農用地等の造成及び整備・改良の施工等に関する事業</li> <li>6 優良な乳肉用牛の導入の促進に関する事業</li> <li>7 農業者等の技術向上のための研修及び技術支援に関する事業</li> <li>8 農業に関する広報活動及び調査研究に関する事業</li> <li>9 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>																																																																				
受託事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道からの受託事業                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 北海道農業大学校研修部門に係る農業機械研修の指導運営委託業務</li> <li>(2) 北海道農作業安全運動推進本部運営業務</li> <li>(3) 農業技術研修員受入事業</li> </ol> </li> </ol>																																																																				
補助金名称	北海道農地中間管理機構事業補助金																																																																				
補助金額 (平成26年度)	157,339,910円	左記の 財源 内訳	国費	157,339,910円	道費																																																																
			その他																																																																		
補助対象経費	事務所等借上げ経費、人件費、事業費、光熱水費																																																																				
補助の根拠法令・ 要綱等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地中間管理事業の推進に関する法律</li> <li>2 農地集積・集約化対策事業実施要綱(国)</li> <li>3 農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱(国)</li> <li>4 北海道農地中間管理機構事業補助金交付事務取扱要領(道)</li> </ol>																																																																				
補助の目的	担い手への農地集積及び農地の分散錯圃の解消や耕作放棄地の発生防止を図るため、農地中間管理機構が農地の賃貸借を通じて進める農地の集積・集約化の取組を支援する。 ※分散錯圃とは、農業者の農地が何か所にも分散し、他の経営の農地と入り組んでいる圃場の状態。																																																																				
補助開始年度	平成26年度																																																																				
補助金の履行 の確認方法	書類審査実施年月日 平成27年4月13日～15日 現地調査実施年月日 平成27年4月16日、17日																																																																				
補助対象事務所の 概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支所名</th> <th>所在地</th> <th>使用目的</th> <th>面積(㎡)</th> <th>職員数(人)</th> <th>補助金額(千円)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道央支所</td> <td>岩見沢市5条西5丁目 2番地1 空知農業会館</td> <td>事務室</td> <td>127.71</td> <td>10</td> <td>1,524</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>道南支所</td> <td>函館市宮前町33番地 13号 道南農業会館</td> <td>事務室</td> <td>200.70</td> <td>3</td> <td>73</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>十勝支所</td> <td>帯広市西3条南7丁目 14番地 農協連ビル</td> <td>事務室</td> <td>279.64</td> <td>20</td> <td>1,283</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>釧路支所</td> <td>釧路市黒金町12丁目 10番地 釧路農業会館</td> <td>事務室</td> <td>273.06</td> <td>14</td> <td>423</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>根室支所</td> <td>標津郡中標津町東6条 南1-2 根室農業会館</td> <td>書庫</td> <td>112.00</td> <td>0</td> <td>40</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>北見支所</td> <td>北見市とん田東町617 番地 北見農業会館</td> <td>事務室</td> <td>497.15</td> <td>25</td> <td>1,148</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>上川支所</td> <td>旭川市宮下通14丁目右 1号 上川農業会館</td> <td>事務室</td> <td>229.35</td> <td>22</td> <td>1,154</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>1,719.61</td> <td>94</td> <td>5,645 (借上げ経費相当)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						支所名	所在地	使用目的	面積(㎡)	職員数(人)	補助金額(千円)	補助率	道央支所	岩見沢市5条西5丁目 2番地1 空知農業会館	事務室	127.71	10	1,524	定額	道南支所	函館市宮前町33番地 13号 道南農業会館	事務室	200.70	3	73	定額	十勝支所	帯広市西3条南7丁目 14番地 農協連ビル	事務室	279.64	20	1,283	定額	釧路支所	釧路市黒金町12丁目 10番地 釧路農業会館	事務室	273.06	14	423	定額	根室支所	標津郡中標津町東6条 南1-2 根室農業会館	書庫	112.00	0	40	定額	北見支所	北見市とん田東町617 番地 北見農業会館	事務室	497.15	25	1,148	定額	上川支所	旭川市宮下通14丁目右 1号 上川農業会館	事務室	229.35	22	1,154	定額	計			1,719.61	94	5,645 (借上げ経費相当)	
支所名	所在地	使用目的	面積(㎡)	職員数(人)	補助金額(千円)	補助率																																																															
道央支所	岩見沢市5条西5丁目 2番地1 空知農業会館	事務室	127.71	10	1,524	定額																																																															
道南支所	函館市宮前町33番地 13号 道南農業会館	事務室	200.70	3	73	定額																																																															
十勝支所	帯広市西3条南7丁目 14番地 農協連ビル	事務室	279.64	20	1,283	定額																																																															
釧路支所	釧路市黒金町12丁目 10番地 釧路農業会館	事務室	273.06	14	423	定額																																																															
根室支所	標津郡中標津町東6条 南1-2 根室農業会館	書庫	112.00	0	40	定額																																																															
北見支所	北見市とん田東町617 番地 北見農業会館	事務室	497.15	25	1,148	定額																																																															
上川支所	旭川市宮下通14丁目右 1号 上川農業会館	事務室	229.35	22	1,154	定額																																																															
計			1,719.61	94	5,645 (借上げ経費相当)																																																																
	事務所借上料	5,645千円																																																																			

## **イ 監査結果**

### **(ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか**

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### **(イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか**

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

(5) 水産林務部 (林務局 林業木材課)

ア 対象団体の概要

団体の名称	一般社団法人 北海道造林協会																									
法人の所在地	札幌市中央区北4条西5丁目林業会館内																									
設立年月日	平成6年7月1日																									
設立の目的	北海道の民有林の造林事業や担い手の育成・確保などにより、みどり豊かな北海道の創造や森林・林業の活性化を図り、地域産業の振興と地域住民の福祉の向上に貢献することを目的とする。																									
団体の主な事業	1 造林事業の推進 (1) 造林推進事業 (2) 普及啓発事業 (3) 調査研修事業 (4) 支部活動の強化 2 林業労働力の確保 (1) 「林業労働者の確保の推進に関する法律」関係事業 (2) 国費関連事業 (3) 道単独補助事業 (4) その他 3 国、北海道、中央団体に対する施策などの提言、要望 4 優良苗木の安定生産と流通の円滑化 5 森林保護事業の推進 6 造林の推進と苗木の生産、流通に必要な資材の斡旋、配布																									
受託事業	1 国からの受託事業 (1) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 (2) 林業就業支援事業 2 道からの受託事業 (1) 林業就業促進資金貸付事業 (2) 林業担い手研修事業 (3) 森林作業員就業条件整備事業 (4) 新規参入定着支援事業 (5) 林業就業促進資金償還免除事業 (6) 林業担い手確保業務推進事業																									
補助金名称	森林整備担い手対策推進事業		北海道森林整備加速化・林業再生事業																							
補助金額 (平成26年度)	20,408,981円	左記の 財源 内訳	110,354,765円	左記の 財源 内訳	国費110,354,765円 道費 その他																					
補助対象経費	事務所等借上げ経費、人件費、事業費、光熱水費		事務所等借上げ経費、人件費、事業費、光熱水費																							
補助の根拠法令・要綱等	1 北海道告示第10297-8号(平成26年4月1日) 2 平成26年度森林整備担い手対策推進事業実施要領		1 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱 2 北海道森林整備加速化・林業再生事業実施要領																							
補助の目的	林業の担い手確保に関する事業の普及及び実施に要する経費を助成することにより、事業を円滑に実施し、作業員の技術・技能の向上及び林業労働力の育成・確保を図る。		施業の集約化と路網整備、高性能林業機械を活用した作業システムの構築による低コストな森林施業を実現するため、高度な知識・技術を有する技術者・技能者を育成し、森林・林業の再生を図る。																							
補助開始年度	平成9年度		平成24年度																							
補助金の履行の確認方法	書類審査実施年月日 平成27年4月10日 現地調査実施年月日 平成27年4月10日		書類審査実施年月日 平成27年4月17日 現地調査実施年月日 平成27年4月17日																							
補助対象事務所の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>使用目的</th> <th>面積(㎡)</th> <th>職員数(人)</th> <th>補助金額(千円)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">札幌市中央区 北4条西5丁目 林業会館内</td> <td rowspan="3">事務室</td> <td rowspan="3">123.96</td> <td rowspan="3">18 (うち役員数1)</td> <td>担い手対策推進事業</td> <td>3,353</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>加速化・林業再生事業</td> <td>1,186</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,539 (借上げ経費相当分)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>事務所借上料</td> <td>4,539千円</td> </tr> </table>					所在地	使用目的	面積(㎡)	職員数(人)	補助金額(千円)	補助率	札幌市中央区 北4条西5丁目 林業会館内	事務室	123.96	18 (うち役員数1)	担い手対策推進事業	3,353	100%	加速化・林業再生事業	1,186	定額	計	4,539 (借上げ経費相当分)		事務所借上料	4,539千円
所在地	使用目的	面積(㎡)	職員数(人)	補助金額(千円)	補助率																					
札幌市中央区 北4条西5丁目 林業会館内	事務室	123.96	18 (うち役員数1)	担い手対策推進事業	3,353	100%																				
				加速化・林業再生事業	1,186	定額																				
				計	4,539 (借上げ経費相当分)																					
事務所借上料	4,539千円																									

## **イ 監査結果**

### **(ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか**

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### **(イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか**

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 2 道有建物の一部又は全部を無償又は減額で使用させている団体に対する道の事務

### (1) 保健福祉部（健康安全局 地域保健課）

#### ア 対象団体の概要

団体の名称	一般財団法人 北海道難病連																							
施設の名称	北海道難病センター																							
法人の所在地	札幌市中央区南4条西10丁目1010番地1																							
設立年月日	昭和57年12月23日																							
設立根拠等	難病の患者に対する医療等に関する法律第29条 (平成27年1月1日以前は、難病対策要綱)																							
設立目的	原因や予防法・治療法のわからない病気・難病等によって、様々な困難に直面している患者やその家族に対して具体的援助を行い、また、原因の早期究明と予防法・治療法の早期確立と社会的支援のための研究を促進し、更に難病患者と障害者の問題の社会的啓発と対策を推進し、もって、道民の医療と福祉の発展に寄与することを目的とする。																							
団体の主な事業	1 難病患者、家族団体及び地域支部の育成事業 2 医療福祉対策事業 3 社会啓発対策事業																							
施設設備の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物件</th> <th colspan="2">建 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>道有総面積</td> <td>1,499.14㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち関係団体使用分</td> <td>1,499.14㎡</td> </tr> <tr> <td>構造等</td> <td colspan="2">鉄筋コンクリート3階建て</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">1階 事務室、相談室(2)、展示コーナー</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">2階 宿泊室(7) [和室(4)、洋室(3)]、厨房、浴室</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">3階 大会議室、団体スペース、ボランティア室 専門機能団体室</td> </tr> </tbody> </table>			物件	建 物		数量	道有総面積	1,499.14㎡		うち関係団体使用分	1,499.14㎡	構造等	鉄筋コンクリート3階建て			1階 事務室、相談室(2)、展示コーナー			2階 宿泊室(7) [和室(4)、洋室(3)]、厨房、浴室			3階 大会議室、団体スペース、ボランティア室 専門機能団体室	
物件	建 物																							
数量	道有総面積	1,499.14㎡																						
	うち関係団体使用分	1,499.14㎡																						
構造等	鉄筋コンクリート3階建て																							
	1階 事務室、相談室(2)、展示コーナー																							
	2階 宿泊室(7) [和室(4)、洋室(3)]、厨房、浴室																							
	3階 大会議室、団体スペース、ボランティア室 専門機能団体室																							
施設の所在地	札幌市中央区南4条西10丁目1010番地1																							
職員数	15名																							
無償又は減額している貸付料相当額	70,352,218円(無償) (第二種普通財産貸付料算定基準による算定)																							
無償又は減額して貸し付けている理由 (追加調査時の関係資料より抜粋)	一般財団法人北海道難病連は、原因や予防法・治療法のわからない病気・難病等により、様々な困難に直面している患者やその家族に対する具体的援助や、難病患者と障害者の問題の社会的啓発と対策の推進など、道民の医療と福祉の発展に寄与することを目的として公益的な事業を実施しており、当該施設の経営は営利目的や利益をあげるものではないこと、また、団体の経営が厳しいことなどから、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第5条により、無償貸与としている。																							
無償又は減額以外の道の支援	平成26年度難病センター運営費補助金 (単位：円)																							
	補助事業に要する経費 A	寄付金その他収入 B	補助金額																					
	人件費 18,600,000	宿泊室・会議室利用料収入	A - B																					
	維持運営費	5,256,620																						
	需用費 10,087,855	自動販売機収入 200,463																						
	(光熱水費、修繕費他)																							
	役務費 3,899,559																							
	(複写リース料、電話・郵便費他)																							
	委託料 25,017,206																							
	(警備、清掃、ボイラー他)																							
	計 57,604,620	計 5,457,083	52,147,537																					
施設の利用対象者	患者・障害者とその家族など																							
開館日等	相談：月曜から金曜までの10時から17時まで(祝日は休み) 会議室：9時から21時まで 宿泊：12月28日から1月5日までは休み																							

## イ 監査結果

### (ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### (イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。

しかしながら、行政監査において、道の事務について、次のような事態となっていた。

#### 【貸借契約更新に当たり建物の用途等の確認を行っていないものなど】

建物等の貸借契約の更新に当たっては、団体から提出された貸付申請書の内容を確認するなどして貸付決定を行っているが、当該申請書に建物の図面の添付がなく、建物の用途や面積などが確認できず、適切な確認ができない状況となっていた。

また、土地、建物及び工作物貸借契約書（以下「貸借契約書」という。）に、貸し付ける建物内の位置や用途を明示した図面を添付していなかった。

#### 《改善意見》

道は、普通財産について、無償又は時価より低い対価で貸し付けるときは、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供することなどを確認する必要があり、建物等の貸借契約の更新を行うときは、都度、貸付申請書に図面を添付させ、借受事業者において、公益事業の用に供するかなどについて確認を行う必要がある。

また、貸借契約書については、貸し付ける建物内の位置や用途を明示した図面を添付すること。

#### 【貸借契約書の内容が現状と異なっているもの】

道と団体とが締結した貸借契約書第2条において、「土地、建物及び工作物を団体の寄付行為第6条に定める事業の用途に供さなければならない。」と定めているが、当該団体は、平成26年4月に財団法人から一般財団法人へ移行しており、団体の根本規則は寄付行為から定款に変更となっているため、これに伴う契約内容の変更を行う必要があったが、この手続きを行っていなかった。

また、平成27年度の契約更新においても、内容を変更することなく、寄付行為のまま契約を締結していた。

#### 《改善意見》

道は、貸借契約の更新に当たっては、従来の契約の内容を確認するとともに、契約の相手方の現況を的確に把握し、適切な契約内容により契約を締結すること。

**【団体と転貸先との協議の状況を確認していないもの】**

道が団体に貸し付けた建物を、団体が当該団体以外の団体に転貸するに当たり、道は、貸借契約書第5条に基づき団体から転貸承認申請を受理し、転貸承認を行っている（平成27年4月）が、当該承認通知に「光熱水費などの負担については、貴団体と転貸先団体で引き続き協議すること。」と記載し、団体と転貸先との間での協議を求めている一方、その終期を平成28年度末（契約締結から2年後）の契約更新時までとしていて、監査日現在、協議の状況を確認していなかった。

《改善意見》

転貸先からの光熱水費収入などについては、道が団体に支出している「難病センター運営費補助金」の算定に係る控除財源となっており、また、転貸先の光熱水費を団体が負担し続けることは結果として、道の負担増（補助金での補填）に結びつくことから、道は、直ちに協議が整うよう積極的な関与を行う必要がある。

**(ウ) 事務所等の管理は適切に行われているか**

関係人調査において、次のような事案が確認された。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

**【利用規程の改正を行っていないもの】**

団体は同施設内で宿泊施設を運営しており、利用料金の改定を、平成27年1月の理事会で承認し、当該内容についてパンフレットに改定後の利用料金として掲載していたが、利用料金や利用に当たっての注意事項などを定めている、「北海道難病センター宿泊室利用規程」の改正を行っていなかった。

《改善意見》

道は、団体に対し、宿泊料金など利用者から徴する料金の改定を行ったときは、直ちにその旨を報告させるとともに、利用規程を改正するなどの、所要の事務を行うよう指導すること。

**【利用台帳に使用区分の記載を行っていないもの】**

宿泊施設の宿泊料は、患者又は患者の親族の利用と一般の利用とで異なる料金に設定しており、その区分ごとに利用者を把握することとしているが、整理すべき利用台帳にこの記載を行っていないものがあつた。

《改善意見》

宿泊施設の宿泊料は、道が団体に支出している「難病センター運営費補助金」の算定に係る控除財源であり、団体の収入を正確に把握するうえからも、道は、団体に対し、利用台帳に利用者の区分を記載するよう指導すること。

(2) 経済部（地域経済局 中小企業課）

ア 対象団体の概要

団体の名称	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター																													
施設の名称	北海道商工センター																													
法人の所在地	札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル																													
設立年月日	平成13年4月1日 (財団法人北海道中小企業振興公社、社団法人北海道商工指導センター、社団法人北海道中小企業振興基金協会の3機関を統合し、財団法人北海道中小企業振興公社の寄付行為を変更)																													
設立根拠等	中小企業支援法第7条																													
設立目的	道内中小企業者の経営革新及び創業並びに経営資源の確保・強化に関する事業活動を総合的に支援することにより、中小企業の振興発展に寄与することを目的とする。																													
団体の主な事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経営の革新及び創業の促進のための事業者等支援</li> <li>2 経営の革新、創業その他に係る経営相談、診断、助言等</li> <li>3 情報化の支援</li> <li>4 マーケティング活動への支援</li> <li>5 産業情報の収集及び提供</li> <li>6 設備等の資金貸付並びに設備貸与及び譲渡</li> <li>7 下請取引のあっせん並びに取引に係る苦情又は紛争の処理</li> <li>8 商業活性化に係る支援</li> <li>9 産業技術に係る研究開発等の促進支援</li> <li>10 自己資本充実への支援</li> <li>11 中小支援機関等と連携して行う支援</li> <li>12 その他公益目的を達成するために必要な事業</li> </ol>																													
施設設備の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">物件</th> <th style="width: 85%;">建 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>道 有 総 面 積 683.83㎡ うち当該団体使用分 510.85㎡ 上記当該団体使用分の内訳（事務室 510.85㎡）</td> </tr> </tbody> </table>		物件	建 物	数量	道 有 総 面 積 683.83㎡ うち当該団体使用分 510.85㎡ 上記当該団体使用分の内訳（事務室 510.85㎡）																								
物件	建 物																													
数量	道 有 総 面 積 683.83㎡ うち当該団体使用分 510.85㎡ 上記当該団体使用分の内訳（事務室 510.85㎡）																													
施設の所在地	札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル																													
職員数	37名（うち役員数：3名）																													
無償又は減額している貸付料相当額	4,190,173円（無償） (第二種普通財産貸付料算定基準による算定)																													
無償又は減額して貸し付けている理由 (追加調査時の関係資料より抜粋)	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下「支援センター」という。）は、国及び道の制度に基づく中小企業支援事業の実施機関であり、道の施策を補完し公共性の高い事業を行っている。そのため、支援センターは、道の中小企業支援施策を遂行する上で非常に重要な役割を担っており、支援センターの健全な運営及び事業の円滑な実施を図るためにも、道として支援する必要がある。</p> <p>以上のことから北海道商工センターの一部を支援センターの事務室として貸し付けることは、公益法人において当該普通財産を公益事業の用に供すると認め、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第5条の規定に基づき、無償貸付としている。</p>																													
無償又は減額以外の道の支援	<p>平成26年度北海道中小企業総合支援センター事業費補助金（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">内 訳</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営事業費</td> <td style="text-align: right;">219,188,298</td> </tr> <tr> <td>  (1)人件費</td> <td style="text-align: right;">209,529,298</td> </tr> <tr> <td>  (2)事業管理費</td> <td style="text-align: right;">9,659,000</td> </tr> <tr> <td>中小企業経営資源強化対策事業費</td> <td style="text-align: right;">25,847,034</td> </tr> <tr> <td>  (1)総合コーディネイト事業費</td> <td style="text-align: right;">9,512,634</td> </tr> <tr> <td>    ①総合相談窓口開設</td> <td style="text-align: right;">3,601,626</td> </tr> <tr> <td>    ②専門家派遣</td> <td style="text-align: right;">324,850</td> </tr> <tr> <td>    ③コーディネイト環境整備</td> <td style="text-align: right;">5,586,158</td> </tr> <tr> <td>  (2)取引拡大支援事業費</td> <td style="text-align: right;">14,655,664</td> </tr> <tr> <td>    ①ビジネスマッチング支援</td> <td style="text-align: right;">396,134</td> </tr> <tr> <td>    ②受注発注拡大支援</td> <td style="text-align: right;">14,259,530</td> </tr> <tr> <td>  (3)事業円滑化支援費</td> <td style="text-align: right;">1,678,736</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">245,035,332</td> </tr> </tbody> </table>		内 訳	金 額	運営事業費	219,188,298	(1)人件費	209,529,298	(2)事業管理費	9,659,000	中小企業経営資源強化対策事業費	25,847,034	(1)総合コーディネイト事業費	9,512,634	①総合相談窓口開設	3,601,626	②専門家派遣	324,850	③コーディネイト環境整備	5,586,158	(2)取引拡大支援事業費	14,655,664	①ビジネスマッチング支援	396,134	②受注発注拡大支援	14,259,530	(3)事業円滑化支援費	1,678,736	合 計	245,035,332
内 訳	金 額																													
運営事業費	219,188,298																													
(1)人件費	209,529,298																													
(2)事業管理費	9,659,000																													
中小企業経営資源強化対策事業費	25,847,034																													
(1)総合コーディネイト事業費	9,512,634																													
①総合相談窓口開設	3,601,626																													
②専門家派遣	324,850																													
③コーディネイト環境整備	5,586,158																													
(2)取引拡大支援事業費	14,655,664																													
①ビジネスマッチング支援	396,134																													
②受注発注拡大支援	14,259,530																													
(3)事業円滑化支援費	1,678,736																													
合 計	245,035,332																													
施設の利用対象者	中小・小規模企業者など																													
開館日等	月曜から金曜までの9時から17時30分まで（祝日は休み）																													

## **イ 監査結果**

### **(ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか**

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### **(イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか**

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### **(ウ) 事務所等の管理は適切に行われているか**

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### (3) 警察本部（総務部 施設課）

#### ア 対象団体の概要

団体の名称	自動車安全運転センター北海道事務所																				
施設の名称	北海道警察本部庁舎																				
法人の所在地	札幌市中央区北2条西7丁目1-1																				
設立年月日	昭和51年1月1日																				
設立根拠等	自動車安全センター法第10条																				
設立目的	自動車の運転に関する研修及び運転免許を受けていない者に対する交通の安全に関する研修の実施、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に関する資料及び交通事故に関する資料の提供並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者の利便の増進に資することを目的とする。																				
団体の主な事業	1 累積点数通知業務 2 経歴証明業務 3 交通事故証明業務																				
施設設備の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物件</th> <th colspan="2">建 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>道有総面積</td> <td>49,749.79㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち関係団体使用分</td> <td>154.39㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記関係団体使用分の内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務室</td> <td>145.41㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>更衣室</td> <td>8.98㎡</td> </tr> </tbody> </table>			物件	建 物		数量	道有総面積	49,749.79㎡		うち関係団体使用分	154.39㎡		上記関係団体使用分の内訳			事務室	145.41㎡		更衣室	8.98㎡
物件	建 物																				
数量	道有総面積	49,749.79㎡																			
	うち関係団体使用分	154.39㎡																			
	上記関係団体使用分の内訳																				
	事務室	145.41㎡																			
	更衣室	8.98㎡																			
施設の所在地	札幌市中央区北2条西7丁目1-1																				
職員数	16名（うち役員数：1名）																				
無償又は減額している貸付料相当額	1,694,228円（無償） （北海道行政財産使用料条例第3条による算定）																				
無償又は減額して貸し付けている理由 （追加調査時の関係資料より抜粋）	北海道財務規則運用方針第205条の17関係第1項第12号(1)の(3)⑤及び同号(4)の規定により、標準面積に係る使用料の額については免除とし、同規定により標準面積を超える面積のうち団体の業務遂行上特に必要と認められる面積についても、使用料を免除している。																				
無償又は減額以外の道の支援	平成26年度安全運転促進事業補助金 3,097,000円																				
施設の利用対象者	運転免許保有者など																				
開館日等	月曜から金曜までの8時45分から17時30分まで（祝日は休み）																				

#### イ 監査結果

##### (ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

##### (イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

##### (ウ) 事務所等の管理は適切に行われているか

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### 3 公の施設の管理を行わせている団体に対する道の事務

#### (1) 環境生活部（くらし安全局 消費者安全課）

##### ア 対象団体の概要

団体の名称	一般社団法人 北海道消費者協会																																									
施設の名称	北海道立消費生活センター																																									
法人の所在地	札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟																																									
設立年月日	昭和36年11月30日																																									
設立目的	消費者基本法（昭和43年法律第78号）の精神に則り、消費者の利益擁護と増進に努め、もって消費生活の安定向上を図ることを目的とする。																																									
関係条例	北海道消費生活条例第33条																																									
指定期間	平成26年4月1日～平成30年3月31日																																									
負担金等	負担金等の総額（協定期間中の総額）	531,117,104円																																								
	平成26年度負担金等の額	130,388,516円																																								
指定管理業務の内容	施設の管理・運営業務																																									
職員数	37名（うち役員数：1名）																																									
指定管理業務の履行確認方法	書類審査実施年月日	平成26年 7月28日 平成26年10月22日																																								
	現地調査実施年月日	平成27年 1月22日 平成27年 4月23日 平成27年 5月19日																																								
補助金等の状況（平成26年度）	消費生活向上対策事業費（北海道消費者協会補助金）	15,679,000円																																								
施設設備の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1階部分（総面積 375.43㎡）</th> <th>2階部分（728.60㎡）</th> <th>合計（1,104.03㎡） うち事務室面積（222.04㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供コーナー</td> <td>消費生活相談室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実験室</td> <td>個別相談室1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器分析室</td> <td>個別相談室2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭機器室</td> <td>体験学習室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械実験室</td> <td>くらしの広場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恒温恒湿室</td> <td>くらしの教室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温室</td> <td>小会議室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調整室</td> <td>事務室等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬品庫</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務室等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			1階部分（総面積 375.43㎡）	2階部分（728.60㎡）	合計（1,104.03㎡） うち事務室面積（222.04㎡）	情報提供コーナー	消費生活相談室		実験室	個別相談室1		機器分析室	個別相談室2		家庭機器室	体験学習室		機械実験室	くらしの広場		恒温恒湿室	くらしの教室		低温室	小会議室		調整室	事務室等		薬品庫			燃料室			機械室			事務室等		
1階部分（総面積 375.43㎡）	2階部分（728.60㎡）	合計（1,104.03㎡） うち事務室面積（222.04㎡）																																								
情報提供コーナー	消費生活相談室																																									
実験室	個別相談室1																																									
機器分析室	個別相談室2																																									
家庭機器室	体験学習室																																									
機械実験室	くらしの広場																																									
恒温恒湿室	くらしの教室																																									
低温室	小会議室																																									
調整室	事務室等																																									
薬品庫																																										
燃料室																																										
機械室																																										
事務室等																																										
施設の所在地	札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟																																									
団体の主な事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>消費生活に関する知識の啓発普及</li> <li>消費生活指導者の養成</li> <li>消費生活に関する広報活動</li> <li>消費経済に関する調査及び対策</li> <li>消費者組織の拡充強化</li> <li>北海道立消費生活センターの指定管理事業</li> <li>その他本会の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>																																									
開館日等	月曜から金曜までの9時から17時30分まで（祝日は休み）																																									
受託事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>道からの受託事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度消費者行政活性化事業委託業務 委託金額 22,665,846円</li> </ul> </li> </ol>																																									
指定管理等の経過	<p>道は平成11年10月、北海道消費生活条例を制定し、北海道立消費生活センターを地方自治法上の公の施設として位置付け、平成12年4月、北海道立消費生活センターを開設し、社団法人北海道消費者協会へ管理を委託した。</p> <p>平成15年9月、地方自治法が改正され、公の施設に指定管理者制度が導入されたことから、道は、平成18年4月、北海道立消費生活センターに指定管理者制度を導入した。</p> <p>第1期（平成18年度～平成21年度）指定管理者：社団法人北海道消費者協会          第2期（平成22年度～平成25年度）指定管理者：社団法人北海道消費者協会          第3期（平成26年度～平成29年度）指定管理者：一般社団法人北海道消費者協会</p>																																									

## イ 監査結果

### (ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### (イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### (ウ) 事務所等の管理は適切に行われているか

関係人調査において、次のような事案が確認された。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

#### 【施設を道に無断で貸し付けているもの】

道と団体との間で締結した北海道立消費生活センターの管理に関する協定書において、消費者団体へ貸し付けすることが可能な施設については、団体が管理する14施設のうち、くらしの教室1施設のみと定められている。

しかしながら、団体においては、くらしの教室のほか、貸し付けが可能とされていない体験学習室及び小会議室についても、消費者団体に貸し付けを行っていた。

#### 《改善意見》

道は、団体に対し、団体が管理する施設について、消費者団体に貸し付けを行うときは、協定書の規定を遵守するよう指導すること。

#### 【施設の貸付規定等を定めていないもの】

団体が管理する施設を他の団体等に貸し付けするときは、その貸付方法や利用する際のルールを定め、管理受託した施設の適切な管理を行わなければならないが、貸し付け可能なくらしの教室について、これらの定めを行っていなかった。

#### 《改善意見》

道は、団体に対し、自らが貸付方法や利用する際のルールを定め、適切な管理を行うよう指導すること。

(2) 空知総合振興局（札幌建設管理部 用地管理室 維持管理課）

ア 対象団体の概要

団体の名称	一般財団法人 北海道体育文化協会														
施設の名称	北海道立真駒内公園、北海道立野幌総合運動公園														
法人の所在地	札幌市南区真駒内公園1番1号														
設立年月日	昭和47年8月1日														
設立目的	体育、文化及び産業の振興を図り、もって道民の福祉向上に寄与することを目的とする。														
関係条例	北海道立都市公園条例第2条														
指定期間	平成26年4月1日～平成30年3月31日														
負担金等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>真駒内公園</th> <th>野幌総合運動公園</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担金等の総額(協定期間中の総額)</td> <td>381,647,000円</td> <td>336,099,000円</td> <td>717,746,000円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度負担金等の額</td> <td>92,631,000円</td> <td>82,190,000円</td> <td>174,821,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	真駒内公園	野幌総合運動公園	合 計	負担金等の総額(協定期間中の総額)	381,647,000円	336,099,000円	717,746,000円	平成26年度負担金等の額	92,631,000円	82,190,000円	174,821,000円
区 分	真駒内公園	野幌総合運動公園	合 計												
負担金等の総額(協定期間中の総額)	381,647,000円	336,099,000円	717,746,000円												
平成26年度負担金等の額	92,631,000円	82,190,000円	174,821,000円												
指定管理業務の内容	公園施設の管理・運営業務														
職員数	26名（うち役員数：2名）														
指定管理業務の履行確認方法	書類審査実施年月日 平成27年5月25日 現地調査実施年月日 平成27年5月25日														
補助金等の状況(平成26年度)	-														
施設設備の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>北海道立真駒内公園 (施設面積 769,056.85㎡) (うち事務室面積 770.00㎡)</th> <th>北海道立野幌総合運動公園 (施設面積 641,426.91㎡) (うち事務室面積 214.00㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内競技場 屋外競技場 附属体育館 園路 サケ科学館</td> <td>総合体育館 陸上競技場 テニスコート ホッケー・サッカー場 野球場 ラグビー場2面 合宿所20部屋定員100名</td> </tr> </tbody> </table>			北海道立真駒内公園 (施設面積 769,056.85㎡) (うち事務室面積 770.00㎡)	北海道立野幌総合運動公園 (施設面積 641,426.91㎡) (うち事務室面積 214.00㎡)	屋内競技場 屋外競技場 附属体育館 園路 サケ科学館	総合体育館 陸上競技場 テニスコート ホッケー・サッカー場 野球場 ラグビー場2面 合宿所20部屋定員100名								
北海道立真駒内公園 (施設面積 769,056.85㎡) (うち事務室面積 770.00㎡)	北海道立野幌総合運動公園 (施設面積 641,426.91㎡) (うち事務室面積 214.00㎡)														
屋内競技場 屋外競技場 附属体育館 園路 サケ科学館	総合体育館 陸上競技場 テニスコート ホッケー・サッカー場 野球場 ラグビー場2面 合宿所20部屋定員100名														
施設の所在地	北海道立真駒内公園 札幌市南区真駒内公園1番1号 北海道立野幌総合運動公園 江別市西野幌481番地														
団体の主な事業	1 真駒内公園の公園施設の指定管理業務 2 野幌総合運動公園の公園施設の指定管理業務 3 産業共進会場の指定管理業務 4 スポーツの普及事業、生活文化の住生及び産業の振興のための事業 5 体育に関する内外の資料を収集し、保存し及び一般の利用に供する事業														
開館日等	北海道立真駒内公園 年末年始及び毎月の第1、第3火曜日を除く午前9時から午後9時まで 北海道立野幌総合運動公園 5月1日から11月30日までの午前9時から午後5時まで														
受託事業	1 道からの受託事業 (1) 北海道立産業共進会場指定管理業務（平成26年度～平成28年度） 負担金等はなし														
指定管理等の経過	昭和47年の札幌オリンピック開催を機に真駒内公園の造成工事が行われ、昭和50年8月に供用が開始された。 また、平成元年第44回国民体育大会「はまなす国体」の主会場として計画された野幌総合運動公園が平成6年5月に全面供用開始となり、道は両公園の管理を財団法人北海道体育文化協会へ委託した。 平成15年9月、地方自治法が改正され、公の施設に指定管理者制度が導入されたことから、道は、平成18年4月、北海道立真駒内公園及び北海道立野幌総合運動公園に指定管理者制度を導入した。 第1期（平成18年度～平成21年度）指定管理者：財団法人北海道体育文化協会 第2期（平成22年度～平成25年度）指定管理者：財団法人北海道体育文化協会 第3期（平成26年度～平成29年度）指定管理者：一般財団法人北海道体育文化協会														

## イ 監査結果

### (ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### (イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### (ウ) 事務所等の管理は適切に行われているか

関係人調査において、次の事案が確認された。  
行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

#### 【利用者満足度調査の結果を公表していないもの】

北海道立都市公園の管理に関する協定書（北海道立真駒内公園及び北海道立野幌総合運動公園）において、団体は、利用者満足度調査を定期に実施することとされており、また、当該調査を実施したときは、その結果についてインターネットを利用して住民に公表することとされているが、平成27年3月に実施した当該調査の結果を公表していなかった。

#### 《改善意見》

団体が行う利用者満足度調査は、自らのサービス水準について把握し、サービスの維持向上に向けた検討材料とするためのものであり、調査結果の公表は、当該調査の透明性の担保に資するとされているとともに、団体が常に利用者からの評価を意識し業務を行うといった効果が期待でき、サービスの維持向上につながるものであることから、道は、団体に対し協定書の規定を遵守し、インターネットにより公表するよう指導すること。

(3) 教育庁（生涯学習推進局 文化財・博物館課）

ア 対象団体の概要

団体の名称	公益財団法人 北海道文学館														
施設の名称	北海道立文学館														
法人の所在地	札幌市中央区中島公園1-4														
設立年月日	昭和63年11月1日														
設立目的	北海道にゆかりのある文学資料を収集保存し、広く道民の利用に供するとともに北海道の風土に根ざした文学の振興に必要な事業を行い、もって北海道の文化の創造と発展に寄与することを目的とする。														
関係条例	北海道立博物館条例第4条														
指定期間	平成26年4月1日～平成30年3月31日														
負担金等	負担金等の総額（協定期間中の総額）		563,003,000円												
	平成26年度負担金等の額		139,059,000円												
指定管理業務の内容	施設の管理・運營業務														
職員数	13名（うち役員数：3名）														
指定管理業務の履行確認方法	書類審査実施年月日 平成27年5月26日 現地調査実施年月日 平成27年5月26日														
補助金等の状況（平成26年度）	-														
施設設備の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地下1階部分 (総面積 1,621.16㎡)</th> <th>1階部分 (総面積 1,222.72㎡)</th> <th>2階部分 (総面積 588.28㎡)</th> <th>3階部分 (総面積 69.45㎡)</th> <th>合計 (3,501.61㎡) うち事務室面積 (82.10㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設展示室 展示器具室 特別展示室 談話室 喫茶コーナー 講堂 サンクンガーデン 機械室</td> <td>受付 閲覧室 共同研究室 研修室 収蔵庫 特別収蔵庫 管理室 機械室上部</td> <td>事務室 館長室 会議室 資料整理室 収蔵庫上部</td> <td>空調機械室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				地下1階部分 (総面積 1,621.16㎡)	1階部分 (総面積 1,222.72㎡)	2階部分 (総面積 588.28㎡)	3階部分 (総面積 69.45㎡)	合計 (3,501.61㎡) うち事務室面積 (82.10㎡)	常設展示室 展示器具室 特別展示室 談話室 喫茶コーナー 講堂 サンクンガーデン 機械室	受付 閲覧室 共同研究室 研修室 収蔵庫 特別収蔵庫 管理室 機械室上部	事務室 館長室 会議室 資料整理室 収蔵庫上部	空調機械室		
地下1階部分 (総面積 1,621.16㎡)	1階部分 (総面積 1,222.72㎡)	2階部分 (総面積 588.28㎡)	3階部分 (総面積 69.45㎡)	合計 (3,501.61㎡) うち事務室面積 (82.10㎡)											
常設展示室 展示器具室 特別展示室 談話室 喫茶コーナー 講堂 サンクンガーデン 機械室	受付 閲覧室 共同研究室 研修室 収蔵庫 特別収蔵庫 管理室 機械室上部	事務室 館長室 会議室 資料整理室 収蔵庫上部	空調機械室												
施設の所在地	札幌市中央区中島公園1-4														
団体の主な事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 北海道にゆかりのある文学資料を収集、整理、保存し、及び道民の利用に供すること</li> <li>2 文学に関する展覧会、文芸講演会、文芸講座等を開催すること</li> <li>3 文学に関する調査研究を行うこと</li> <li>4 文学愛好団体等の活動に対し支援すること</li> <li>5 道民の文学に対する関心を高めるため啓発広報活動を行うこと</li> <li>6 文学に関する各種刊行物を編集及び刊行すること</li> <li>7 北海道教育委員会の指定を受けて、北海道立文学館の管理運営を行うこと</li> <li>8 前各号に掲げる事業に附帯する事業</li> <li>9 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>														
開館日等	火曜から日曜までの9時30分から17時まで（祝日を除き月曜は休み）														
受託事業	-														
指定管理等の経過	<p>平成7年9月に北海道立文学館が開館し、道は、財団法人北海道文学館に管理運営を委託した。</p> <p>平成15年9月、地方自治法が改正され、公の施設に指定管理者制度が導入されたことから、道は、平成18年4月、北海道立文学館に指定管理者制度を導入した。</p> <p>第1期（平成18年度～平成21年度）指定管理者：財団法人北海道文学館          第2期（平成22年度～平成25年度）指定管理者：財団法人北海道文学館          第3期（平成26年度～平成29年度）指定管理者：公益財団法人北海道文学館</p>														

## イ 監査結果

### (ア) 事務所等を補助や無償等により使用させる理由等は妥当なものとなっているか

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### (イ) 事務所等は補助目的や使用目的に沿った利用となっているか

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。

行政監査において、是正又は改善を要する事項はなかった。

### (ウ) 事務所等の管理は適切に行われているか

関係人調査において、確認等を要すべき道の事務はなかった。

しかしながら、行政監査において、道の事務について、次のような事態となっていた。

#### 【審査等の結果通知が遅延しているもの】

北海道立文学館の管理に関する協定書において、道は、団体から事業報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査するとともに実地調査のうえ、指定管理業務の履行状況を確認した結果を30日以内に、四半期業務報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、その結果を20日以内に団体に通知することとされているが、事業報告書及び4回提出された四半期業務報告書すべてについて、これらの通知が遅延していた。

#### 《改善意見》

道は、団体から事業報告書及び四半期業務報告書が提出されたときは、速やかに内容の審査等を行い、定められた期限までにその結果を団体に通知すること。

#### 【室の使用に係る決定等を行っていないもの】

団体に公の施設の管理業務を行うために必要な室（館長室、事務室、会議室、資料整理室）を使用させるときは、行政財産の使用許可の手続は必要ないが、この場合にあっては、「行政財産の使用許可を必要としない場合に係る使用」について、決定書により決裁を得ておくとともに、行政財産使用台帳を備え付けなければならないが、これらを行っていないかった。

#### 《改善意見》

道は、団体に公の施設の管理業務を行うために必要な室を使用させるときは、当該室について「行政財産の使用許可を必要としない場合に係る使用」について決裁を得るとともに、行政財産使用台帳を備えること。

## 第5 所見

今回、補助や無償等により事務所等を使用している財政的援助団体等に対する道の事務の執行について、補助することや無償としていることの妥当性、合目的な利用や有効活用がされているか、管理状況は適切かなどについて、監査を実施したものであり、その結果を踏まえて所見を述べる。

第一に、事務所等を補助や無償等により使用させる理由の妥当性等についてである。

今回の監査では、是正又は改善を要するとした事項はなかったが、事業への補助金の交付や道有財産を無償で貸し付けることは、公益上必要なときに認められるものであることから、補助金の交付の決定や道有財産の貸し付けを無償とする決定に当たって、補助や無償貸付することの理由を明らかにすることはもとより、当該事業や団体を取り巻く社会情勢や当初決定時との事情の変化などを十分に把握しながら、真に必要な支援であるかを念頭に事務等を進められたい。

第二に、事務所等の合目的な利用や有効利用についてである。

今回の監査では、道有建物を無償で使用させている団体の事務において、団体が道有建物をどのように使用するかについて確認を行っていないもの、契約内容の変更を行う必要があるのにこれを行っていないもの、団体が他団体に道有建物を転貸しているにもかかわらず、その光熱水費などの負担に係る協議に積極的に関与していないものがあつた。

道有財産がその事業目的に沿った利用となっているかを確認することは、貸し付けを行った道にとって当然の責務であり、団体における利用状況を日頃から把握するとともに、特に、契約更新時には、その状況を実地に確認するなどにより、適切な指導を行うとともに、有償で貸し付けた場合の貸付料相当額が多額であることも認識し、より有効的な活用が実現するよう適切な指導をされたい。

第三に、事務所等の管理についてである。

今回の監査では、道有建物を無償で使用させている団体の事務において、利用者から徴する料金に関する規定の改正を行っていないもの、利用台帳の記載に不備のあるものがあつた。

また、公の施設の管理を行わせている団体の事務において、道に無断で施設を貸し付けているもの、施設の貸付時の利用に関する定めを行っていないものなどがあつた。

これら施設については、住民が利用することを念頭に、道有建物を無償で貸し付けたり、公の施設の管理を行わせているものであることから、住民サービスの向上に支障が生ずることのないよう、各種規定等の整備を速やかに行うよう指導をされたい。

また、道と団体が締結している協定書に定められた利用者満足度調査の結果を団体が公表していないものや、同じく協定書に定めた結果通知の期限を超えて道の通知が遅延するものがあるなど、協定書の規定の遵守がおろそかになっていることから、道は協定書などの団体との間の取り決め等を熟知するとともに、団体職員に対しても指導をされたい。

厳しい財政状況が続く中、補助や無償等により事務所等を使用している財政的援助

団体等に対する道の事務を適切に行うことは、道の行財政改革に寄与するものであることから、今回の監査結果を踏まえ、必要な改善措置を着実に実施することはもとより、各職員が日頃から不断に業務を見直す意識を持ち、より効果的、効率的な行政執行に当たられることを強く望むものである。